平成２７年（フ）第１５５号
福岡市早良区城西３丁目14番23号
破産者　福永　彩子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４２７号
福岡市南区平和１丁目23番54―207号
破産者　原田アツ子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４００号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1206番地３
フォーエイ・いは102号室
破産者　新城　初美
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８９８号
札幌市北区北28条西５丁目１番11―103号
破産者　戸田　拓哉
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２号
栃木県栃木市岩舟町静2279番地５
破産者　阿部　早苗
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２６号
栃木県足利市常見町１丁目７番地１
破産者　中島木型製作所こと　中島　禮二
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２７号
栃木県足利市常見町１丁目７番地１
破産者　中島　陽子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５２号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目７番地
破産者　中島　明広
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４１号
山梨県甲府市塩部４丁目11番３―409号
破産者　有賀　靖二
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
兵庫県高砂市時光寺町16番21号、従前の住所
兵庫県姫路市白浜町丙612番地23
破産者　岡本千由美
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０８２号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘６丁目１番15号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目23番25号
破産者　ティー・エム開発こと　長　　隆史
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４００号
福岡県朝倉市三奈木2830番地７、前住所福岡県太宰府市坂本２丁目１番５―602号
破産者　仲吉　昭浩
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５８号
横浜市都筑区桜並木７番15号　エーティタウン桜並木Ｂ102
破産者　藤木　　茂
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑1345番地４―403号
ヴェルエール湘南
破産者　高橋　鉄也
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑1345番地４―403号
ヴェルエール湘南
破産者　高橋由美子
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５９号
千葉県成田市本三里塚97番地１　103、開始決定時の住所横浜市緑区鴨居４丁目31番15号105号
破産者　高橋　　透
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７号
金沢市三ツ屋町イ６番地４、従前の住所富山市山室315番地２
破産者　龍田　欣明
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
長野県塩尻市大字広丘吉田490番地８
破産者　望月　　隆
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２５３号
愛知県豊田市明和町５丁目46番地１　シャルダンハイツＣ―203号
破産者　比嘉　義明
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係